

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（別表第1）

改正後			改正前		
別表第1（第2条、第5条関係）			別表第1（第2条、第5条関係）		
区分	公共的施設	指定施設	区分	公共的施設	指定施設
1 官公庁の施設	官公庁の施設	<u>全ての施設</u>	1 官公庁の施設	官公庁及び第13条に規定する者の施設	すべての施設
2 社会福祉施設	(1) <u>保育所</u> (2) <u>老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</u> (3) <u>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</u>	<u>全ての施設</u>	2 社会福祉施設	(1) <u>児童福祉施設（保育所を除く。）</u> (2) <u>身体障害者社会参加支援施設</u> (3) <u>保護施設</u> (4) <u>授産施設</u> (5) <u>婦人保護施設</u> (6) <u>老人福祉施設及び有料老人ホーム</u> (7) <u>母子福祉施設</u> (8) <u>母子健康包括支援センター</u> (9) <u>介護老人保健施設</u> (10) <u>障害者支援施設</u> (11) <u>福祉ホーム</u> (12) <u>その他これらに類する施設</u>	すべての施設
3 医療施設	(1) <u>病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）</u> (2) <u>診療所（(1)を除く。）</u>	<u>全ての施設</u>	3 医療施設	病院及び診療所	すべての施設
4 教育文化施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくもの） (2) <u>自動車教習所</u> (3) <u>博物館、美術館又は図書館</u> (4) <u>集会場又は公会堂</u>	<u>全ての施設</u>	4 教育文化施設	(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくもの） (2) <u>保育所</u> (3) <u>自動車教習所</u> (4) <u>図書館</u> (5) <u>博物館</u> (6) <u>集会場及び公会堂</u>	すべての施設

改正後			改正前		
	(5) その他これらに類する施設		(7) 公民館	(8) その他これらに類する施設	
5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設	全ての施設	5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設	すべての施設
6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場その他これらに類する施設（14に該当するものを除く。）	全ての施設	6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場その他これらに類する施設（13に該当するものを除く。）	すべての施設
7 宿泊施設	(1) ホテル又は旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計（増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。）が500平方メートル以上の施設	7 宿泊施設	(1) ホテル及び旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計（増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。）が500平方メートル以上の施設
8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 <u>(削除)</u> (5) コンビニエンスストア（物品販売業	(1)から(6)までにあつては、全ての施設 (7)から(11)までにあつては、用途面積が200平方メートル以上の施設	8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) ガス小売事業者の営業所及び事務所 (3) 小売電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 <u>(5) 冠婚葬祭施設</u> <u>(6) コンビニエンスストア（物品販売業</u>	(1)から(7)までにあつては、すべての施設 (8)から(17)までにあつては、用途面積が200平方メートル以上の施設

改正後			改正前			
	<p>を営む店舗のうち、用途面積が30平方メートル以上200平方メートル未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。)</p> <p><u>(6) 薬局</u></p> <p><u>(7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</u> ((5)及び(6)を除く。)</p> <p><u>(8) 飲食店</u></p> <p><u>(9) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</u></p> <p><u>(10) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</u></p> <p><u>(11) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</u></p>			<p>を営む店舗のうち、用途面積が30平方メートル以上200平方メートル未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。)</p> <p><u>(7) 調剤薬局</u></p> <p><u>(8) 物品販売業を営む店舗</u> ((6)及び(7)を除く。)</p> <p><u>(9) 飲食店</u></p> <p><u>(10) 理容所</u></p> <p><u>(11) 質屋の営業所</u></p> <p><u>(12) クリーニング所</u></p> <p><u>(13) 宅地建物取引業者の事務所</u></p> <p><u>(14) 旅行業を営む者の営業所</u></p> <p><u>(15) 美容所</u></p> <p><u>(16) 貸衣装屋</u></p> <p><u>(17) その他これらに類する施設</u></p>		
9 共同住宅等	<p><u>(1) 共同住宅</u></p> <p><u>(2) 寄宿舎又は下宿</u></p>	用途面積が1,000平方メートル以上の施設	9 共同住宅	共同住宅	用途面積が1,000平方メートル以上の施設	
10 事務所	事務所(1及び8に該当するものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設	10 事務所	事務所(1及び8に該当するものを除く。)	用途面積が1,000平方メートル以上の施設	

改正後			改正前		
11 1から10 までに掲げ る施設に準 ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。） (3) 公衆浴場 (4) 劇場、 <u>観覧場、映画館、演芸場又は遊技場</u> (5) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、 <u>水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設</u> <u>(削除)</u> <u>(8) 工場</u>	(1)から(3)まで にあつては、 <u>全て</u> の施設 (4)にあつては、 用途面積が300平方メートル以上の施設 (5)から(7)まで にあつては、用途面積が500平方メートル以上の施設 (8)にあつては、用途面積が1,000平方メートル以上の施設	11 1から10 までに掲げ る施設に準 ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。） (3) 公衆浴場 (4) 劇場、 <u>映画館、演芸場、観覧場及び遊技場</u> (5) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、 <u>ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場</u> <u>(8) 寄宿舎</u> <u>(9) 工場</u>	(1)から(3)まで にあつては、すべての施設 (4)にあつては、用途面積が300平方メートル以上の施設 (5)から(7)まで にあつては、用途面積が500平方メートル以上の施設 (8)及び(9)にあつては、用途面積が1,000平方メートル以上の施設
12 <u>公共用歩廊</u>	<u>公共用歩廊</u>	<u>用途面積が2,000平方メートル以上の施設</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
13 複合施設	1から12までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。）	用途面積が1,000平方メートル以上の施設	12 複合施設	1から11までに掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。）	用途面積が1,000平方メートル以上の施設
14 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路		13 道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路	
15 公園	(1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設		14 公園	(1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設	